

# 大分県報

令和四年  
第三〇六号  
五月十日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
- 保安林の指定……………二
- 指定予定保安林（二件）……………三

### 〇告 示

#### 大分県告示第二百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和四年五月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市花高松三丁目一―二

鹿島建設株式会社・梅林建設株式会社特定建設工事共同企業体

東九州自動車道臼杵トンネルJV工事事務所

所長 白 松 久 茂

2 特定事業場の所在地及び名称

臼杵市大字吉小野

東九州自動車道臼杵トンネルJV工事

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

種 類 バッチャープラント

能 力 三〇m<sup>3</sup>/時

工事着手予定年月日 令四・六・六

工事完成予定年月日 令四・六・三〇

使用開始予定年月日 令四・七・四

使用時間間隔 一日八回 各二時間使用

一日当たりの使用時間 一六時間

使用の季節的変動 なし

汚水等の一日当たりの量

単位 通常値 二〇 最大値 三〇

項目

水素イオン濃度 単位 通常値 一一 最大値 一二

生物化学的酸素要求量 単位 通常値 五 最大値 一〇

化学的酸素要求量 単位 通常値 一〇 最大値 一五

浮遊物質 単位 通常値 一、〇〇〇 最大値 三、〇〇〇

窒素含有量 単位 通常値 五 最大値 二〇

りん含有量 単位 通常値 一・五 最大値 二

4 汚水等の処理の方法

種 類 濁水処理設備

処 理 方 式 炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿・繊維ろ過方式

能 力 三〇m<sup>3</sup>/時

排水口名	排水口No.1	汚水等の汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造
		りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位								
		1.5	5	1.0	1.0	5	1.1	480	480	なし	24時間	連続	令四・六・三〇	令四・六・一	縦八m×横一〇m×高さ五・六m	鋼板製	
		1.5	5	1.5	1.0	5	5.8/8.6	480	480	通常の値	通常の値						
		2	2.0	3.0	1.5	1.0	2.2	720	720	最大の値	最大の値						
		2	2.0	2.0	1.5	1.0	5.8/8.6	720	720	最大の値	最大の値						

  

大分県告示第二百十七号									
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。									
令和四年五月十日									
大分県知事 広瀬勝貞									
<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 令和四年五月十日から同月三十一日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び臼杵市役所</p>									
<p>一 保安林の所在場所 宇佐市院内町小野川内字十田七九五番一、七九六番</p> <p>二 指定の目的 水源の涵養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p>									

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和四年五月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市本耶馬溪町落合字包ヶ迫一六六番一・一六六番二・字八枝三二〇番（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字包ヶ迫一六六番三、一七五番、一七八番、字桂ヶ迫一七九番、一八〇番一から一八〇番三まで、一八一番、一八三番一、一八七番、字迫田二七八番一、二七九番、二八〇番一、二八一番一、二八四番一から二八四番三まで、二八五番一、二八五番二、二八六番一、二八六番二、二八七番一、二八八番一、二八九番一から二九三番まで、二九四番一、二九五番一、二九五番二、二九六番一から二九八番まで、二九九番一、二九九番二、字上田代三四七番一、三四九番一、三四九番三、三五一番一、三五二番、字岩ノ前四三六番、四三七番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和四年五月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市鶴見大字沖松浦字二股一二九六番、一三〇〇番一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)